

議案第 1 号

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

成田市長 小 泉 一 成

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「310,000円」を「310,800円」に改める。

第18条の2第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「2,200円」を「2,350円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

第28条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第29条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

行政職給料表										
職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	171,000	195,800	225,600	260,500	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	172,700	196,900	227,200	261,700	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	174,400	198,100	228,800	262,800	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	176,100	199,200	230,400	263,900	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	177,800	200,300	232,000	265,000	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	179,500	202,000	233,700	266,100	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	181,200	203,600	235,000	267,000	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	182,900	205,200	236,300	268,000	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	184,600	206,700	237,600	269,000	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	186,300	208,400	238,700	270,000	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	188,000	210,000	239,800	271,000	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	189,700	211,600	240,900	271,900	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	191,400	213,100	242,000	272,700	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	193,100	214,800	243,300	273,600	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	194,800	216,500	244,700	274,400	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	196,500	218,200	246,100	275,200	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	198,200	219,400	247,500	276,300	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	199,900	221,000	248,900	277,300	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	201,600	222,600	250,300	278,300	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	203,300	224,100	251,700	279,300	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	205,000	225,600	253,100	280,300	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	206,700	227,200	254,300	281,300	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	208,300	228,800	255,600	282,200	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	209,900	230,400	256,900	283,200	343,700	369,300	404,200	453,500	

25	211,500	232,000	258,100	284,200	344,900	371,000	405,600	454,100
26	213,000	233,700	259,300	285,200	346,800	372,800	406,800	454,700
27	214,500	235,000	260,500	286,200	348,500	374,400	408,000	455,300
28	215,900	236,300	261,700	287,200	350,100	376,100	409,000	455,900
29	217,300	237,600	262,800	288,200	351,600	377,500	410,100	456,600
30	218,800	238,700	263,900	289,500	353,200	378,800	411,300	457,400
31	220,300	239,800	265,000	290,800	354,800	380,000	412,400	457,800
32	221,800	240,900	266,100	292,000	356,400	381,400	413,500	458,500
33	223,200	242,000	267,000	293,200	358,100	382,500	414,200	459,000
34	224,600	242,900	268,000	294,500	359,900	383,400	414,900	459,400
35	226,000	243,800	269,000	295,700	361,700	384,400	415,500	459,800
36	227,400	244,800	270,000	296,900	363,500	385,400	416,200	460,200
37	228,800	245,800	271,000	297,900	365,000	386,200	416,800	460,600
38	229,800	246,700	271,900	299,100	366,400	387,100	417,400	460,900
39	230,900	247,600	272,700	300,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	232,000	248,400	273,600	301,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	233,000	249,200	274,400	302,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	233,800	249,900	275,200	303,900	371,500	390,400	418,900	462,100
43	234,700	250,500	276,000	304,900	372,400	391,200	419,200	462,400
44	235,500	251,100	276,700	305,900	373,400	391,900	419,500	462,700
45	236,400	251,800	277,400	307,000	374,300	392,600	419,800	463,000
46	237,200	252,400	278,200	308,200	375,400	393,300	420,100	
47	238,000	253,000	279,000	309,300	376,300	394,000	420,400	
48	238,800	253,600	279,600	310,500	377,300	394,700	420,700	
49	239,600	254,100	280,300	311,600	378,200	395,200	420,900	
50	240,100	254,700	281,100	312,900	378,900	395,800	421,200	
51	240,600	255,300	281,800	314,200	379,600	396,400	421,400	
52	241,100	255,800	282,500	315,500	380,200	397,100	421,700	
53	241,700	256,200	283,200	316,700	380,600	397,500	421,900	
54	242,200	256,600	283,900	318,000	381,200	398,100	422,200	
55	242,700	256,900	284,600	319,300	381,800	398,700	422,500	
56	243,200	257,200	285,300	320,600	382,500	399,200	422,800	
57	243,700	257,500	286,000	321,900	382,800	399,600	423,000	
58	244,000	257,800	286,600	323,100	383,500	400,200	423,300	
59	244,300	258,100	287,300	324,400	384,200	400,800	423,600	
60	244,700	258,400	287,900	325,500	384,800	401,300	423,800	
61	245,100	258,700	288,600	326,400	385,100	401,700	424,000	
62	245,500	259,000	289,200	327,700	385,600	402,200	424,300	
63	245,900	259,300	289,900	329,000	386,200	402,700	424,600	
64	246,300	259,600	290,600	330,300	386,800	403,300	424,800	
65	246,600	259,900	291,100	331,400	387,100	403,600	425,000	
66	246,900	260,200	291,700	332,700	387,700	404,000	425,300	
67	247,200	260,500	292,300	333,900	388,400	404,300	425,600	
68	247,500	260,800	293,000	335,100	389,000	404,700	425,800	
69	247,700	261,100	293,600	336,400	389,400	405,000	426,000	
70	248,000	261,400	294,200	337,400	389,900	405,300	426,300	
71	248,300	261,700	294,800	338,500	390,500	405,600	426,600	
72	248,600	262,000	295,500	339,600	391,000	405,800	426,800	
73	248,800	262,300	296,100	340,300	391,500	406,000	427,000	
74	249,100	262,600	296,700	341,200	392,100	406,300		
75	249,400	262,900	297,200	341,900	392,500	406,600		
76	249,600	263,200	297,700	342,700	392,800	406,800		
77	249,800	263,500	298,200	343,500	393,200	407,000		
78	250,100	263,800	298,800	343,900	393,700	407,300		
79	250,400	264,100	299,300	344,400	394,100	407,600		
80	250,600	264,400	299,900	345,100	394,500	407,800		
81	250,800	264,700	300,300	345,900	394,900	408,000		
82	251,100	265,000	300,800	346,600	395,400	408,300		
83	251,400	265,300	301,300	347,300	395,800	408,600		
84	251,600	265,600	301,900	347,900	396,200	408,800		
85	251,800	265,900	302,400	348,400	396,500	409,000		
86	252,100	266,200	302,800	349,000				
87	252,400	266,500	303,100	349,500				

88	252,600	266,800	303,400	350,100					
89	252,800	267,100	303,600	350,400					
90	253,100	267,400	303,900	350,900					
91	253,400	267,700	304,100	351,200					
92	253,600	268,000	304,400	351,600					
93	253,800	268,300	304,600	352,000					
94	254,100		304,800	352,500					
95	254,400		305,100	353,000					
96	254,600		305,300	353,500					
97	254,800		305,600	353,800					
98	255,100		305,800	354,200					
99	255,300		306,100	354,600					
100	255,600		306,400	355,000					
101	255,800		306,700	355,300					
102	256,000		307,000	355,700					
103	256,300		307,300	356,100					
104	256,600		307,600	356,500					
105	256,800		307,800	356,700					
106	257,100		308,000	357,100					
107	257,400		308,300	357,500					
108	257,600		308,700	357,900					
109	257,800		308,900	358,100					
110	258,100		309,200	358,400					
111	258,400		309,500	358,800					
112	258,600		309,900	359,100					
113	258,800		310,100	359,400					
114	259,100		310,400	359,800					
115	259,400		310,700	360,200					
116	259,600		311,000	360,600					
117	259,800		311,200	361,100					
118	260,100		311,500	361,500					
119	260,400		311,800	361,900					
120	260,600		312,100	362,300					
121	260,800		312,300	362,800					
122			312,600	363,200					
123			313,000	363,500					
124			313,300	363,800					
125			313,500	364,200					
126			313,700						
127			314,000						
128			314,400						
129			314,600						
130			314,800						
131			315,100						
132			315,400						
133			315,700						
134			315,900						
135			316,200						
136			316,500						
137			316,800						
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		189,700	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤	1	円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200

務職員以外 の職員	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	600,000
	10	331,800	435,500	486,300	603,000
	11	335,200	437,000	488,100	606,000
	12	338,600	438,500	489,900	609,000
	13	342,000	439,900	491,700	612,000
	14	345,500	441,300	493,400	615,000
	15	348,900	442,800	495,200	618,000
	16	352,300	444,200	497,000	621,000
	17	355,700	445,500	498,800	624,000
	18	358,800	447,000	500,700	627,000
	19	362,000	448,400	502,600	630,000
	20	365,200	449,800	504,500	633,000
	21	368,500	451,100	506,400	636,000
	22	371,600	452,600	508,100	639,000
	23	374,700	454,000	509,900	642,000
	24	377,700	455,400	511,700	645,000
	25	380,800	456,800	513,300	648,000
	26	383,100	458,200	515,100	651,000
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	

	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

別表第4を次のように改める。

別表第4

普通自動車等使用者に係る通勤手当の月額表

職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
3 k m未満	5, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円
3 k m以上 4 k m未満	6, 1 0 0 円	2, 5 7 0 円

4 k m以上 5 k m未満	6, 7 0 0 円	3, 2 2 0 円
5 k m以上 6 k m未満	7, 3 0 0 円	3, 7 9 0 円
6 k m以上 7 k m未満	7, 9 0 0 円	4, 3 5 0 円
7 k m以上 8 k m未満	8, 5 0 0 円	4, 9 2 0 円
8 k m以上 9 k m未満	9, 1 0 0 円	5, 4 8 0 円
9 k m以上 1 0 k m未満	9, 7 0 0 円	6, 0 5 0 円
1 0 k m以上 1 1 k m未満	1 0, 5 0 0 円	6, 6 0 0 円
1 1 k m以上 1 2 k m未満	1 1, 1 0 0 円	7, 1 7 0 円
1 2 k m以上 1 3 k m未満	1 1, 7 0 0 円	7, 8 4 0 円
1 3 k m以上 1 4 k m未満	1 2, 3 0 0 円	8, 4 1 0 円
1 4 k m以上 1 5 k m未満	1 2, 9 0 0 円	9, 0 8 0 円
1 5 k m以上 1 6 k m未満	1 3, 7 0 0 円	9, 4 8 0 円
1 6 k m以上 1 7 k m未満	1 4, 3 0 0 円	9, 9 8 0 円
1 7 k m以上 1 8 k m未満	1 4, 9 0 0 円	1 0, 3 8 0 円
1 8 k m以上 1 9 k m未満	1 5, 5 0 0 円	1 0, 8 8 0 円
1 9 k m以上 2 0 k m未満	1 6, 1 0 0 円	1 1, 2 8 0 円
2 0 k m以上 2 1 k m未満	1 6, 9 0 0 円	1 1, 7 8 0 円
2 1 k m以上 2 2 k m未満	1 7, 5 0 0 円	1 2, 3 8 0 円
2 2 k m以上 2 3 k m未満	1 8, 1 0 0 円	1 3, 0 8 0 円
2 3 k m以上 2 4 k m未満	1 8, 7 0 0 円	1 3, 6 8 0 円
2 4 k m以上 2 5 k m未満	1 9, 3 0 0 円	1 4, 3 7 0 円
2 5 k m以上 2 6 k m未満	2 0, 1 0 0 円	1 4, 7 7 0 円
2 6 k m以上 2 7 k m未満	2 0, 7 0 0 円	1 5, 2 7 0 円
2 7 k m以上 2 8 k m未満	2 1, 3 0 0 円	1 5, 6 7 0 円
2 8 k m以上 2 9 k m未満	2 1, 9 0 0 円	1 6, 1 7 0 円
2 9 k m以上 3 0 k m未満	2 2, 5 0 0 円	1 6, 5 7 0 円
3 0 k m以上 3 1 k m未満	2 3, 3 0 0 円	1 7, 0 5 0 円
3 1 k m以上 3 2 k m未満	2 3, 9 0 0 円	1 7, 6 5 0 円
3 2 k m以上 3 3 k m未満	2 4, 5 0 0 円	1 8, 3 5 0 円
3 3 k m以上 3 4 k m未満	2 5, 1 0 0 円	1 8, 9 5 0 円
3 4 k m以上 3 5 k m未満	2 5, 7 0 0 円	1 9, 6 4 0 円
3 5 k m以上 3 6 k m未満	2 6, 5 0 0 円	2 0, 0 4 0 円
3 6 k m以上 3 7 k m未満	2 7, 1 0 0 円	2 0, 5 4 0 円
3 7 k m以上 3 8 k m未満	2 7, 7 0 0 円	2 0, 9 4 0 円
3 8 k m以上 3 9 k m未満	2 8, 3 0 0 円	2 1, 4 4 0 円
3 9 k m以上 4 0 k m未満	2 8, 9 0 0 円	2 1, 8 4 0 円

40 km以上41 km未満	29,800円	22,340円
41 km以上42 km未満	30,400円	22,340円
42 km以上43 km未満	31,000円	22,340円
43 km以上44 km未満	31,600円	22,340円
44 km以上45 km未満	32,200円	22,340円
45 km以上46 km未満	34,200円	22,340円
46 km以上47 km未満	34,800円	22,340円
47 km以上48 km未満	35,400円	22,340円
48 km以上49 km未満	36,000円	22,340円
49 km以上50 km未満	36,600円	22,340円
50 km以上51 km未満	38,600円	22,340円
51 km以上52 km未満	39,200円	22,340円
52 km以上53 km未満	39,800円	22,340円
53 km以上54 km未満	40,400円	22,340円
54 km以上55 km未満	41,000円	22,340円
55 km以上56 km未満	43,000円	22,340円
56 km以上57 km未満	43,600円	22,340円
57 km以上58 km未満	44,200円	22,340円
58 km以上59 km未満	44,800円	22,340円
59 km以上60 km未満	45,400円	22,340円
60 km以上61 km未満	47,400円	22,340円
61 km以上	47,400円に 1 kmにつき 600円を加算し た額（ただし、 100 km以上は 71,400円）	22,340円

第2条 一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第28条第2項中「100分の127.5」を「100分の

126.25」に改める。

第29条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の2第1項、第18条の2第1項、別表第1、別表第2及び別表第4の規定は令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から、改正後の条例第20条第2項及び第3項、第20条の4第2項、第28条第2項並びに第29条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 2 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するに
ついて

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 4
号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

成田市長 小 泉 一 成

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 3 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

成田市長 小 泉 一 成

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第４号

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和７年１１月２８日提出

成田市長 小 泉 一 成

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号, 幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において読み替えて準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」に、「が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「, 利用開始時の」を「, 同表の左欄に掲げる区分に応じ, 同表の右欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め, 同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断, 定期健康診断又は臨時の健康診断

第18条第3項中「(昭和40年法律第141号)」を削る。

第24条第2項中「若しくは」を「(千葉県区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び)」に改め, 「係る」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この項及び附則第

10項において「改正法」という。)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第12条の規定による改正前の特区法第12条の5第2項に規定する」を加え、「(第30条第1項及び第2項、第32条第1項及び第2項、第45条第1項及び第2項、第48条第1項及び第2項並びに附則第7項から第10項までにおいて「保育士」と総称する」を「を含む。以下同じ」に改める。

附則第10項中「第18条の18第1項(」の次に「改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第12条の規定による改正前の」を加え、「場合を」を「改正法第1条の規定による改正前の法第18条の18第1項を」に改め、「含む。)」の次に「又は第18条の28第1項」を加える。

(成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「本市に係る国家戦略特別区域限定保育士又は」を「千葉県の区域に係る地域限定保育士(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士をいう。以下同じ。)、本市に係る国家戦略特別区域限定保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。)又は」に改め、「(保育士)の次に「千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加える。

(成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は」を「千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」に、「国家戦略特別区域限定保育士」を「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む」

に改める。

（成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「又は」を「，千葉県に区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は」に改め，「係る」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 5 号

成田市印鑑条例の一部を改正するについて

成田市印鑑条例（昭和 5 1 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市印鑑条例の一部を改正する条例

成田市印鑑条例（昭和 5 1 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）の施行の日から施行する。

議案第 6 号

成田市火災予防条例の一部を改正するについて

成田市火災予防条例（昭和 3 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市火災予防条例の一部を改正する条例

成田市火災予防条例（昭和３６年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第３章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２
一第２９条の７）」

を

「第３章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２
一第２９条の７）」

第３章の３ 林野火災の予防（第２９条の８・第２９条の９）」
に改める。

第２９条中「警報」の次に「（法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、第７号を削る。

第３章の２の次に次の１章を加える。

第３章の３ 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第２９条の８ 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

２ 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第２９条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

３ 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第２９条の９ 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第２９条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第４５条第１号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の１項を加える。

２ 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる

期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第２９条及び第４５条の改正規定は、同年１月１日から施行する。

議案第7号

成田市学校給食センター建設工事（外構工事）その2請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

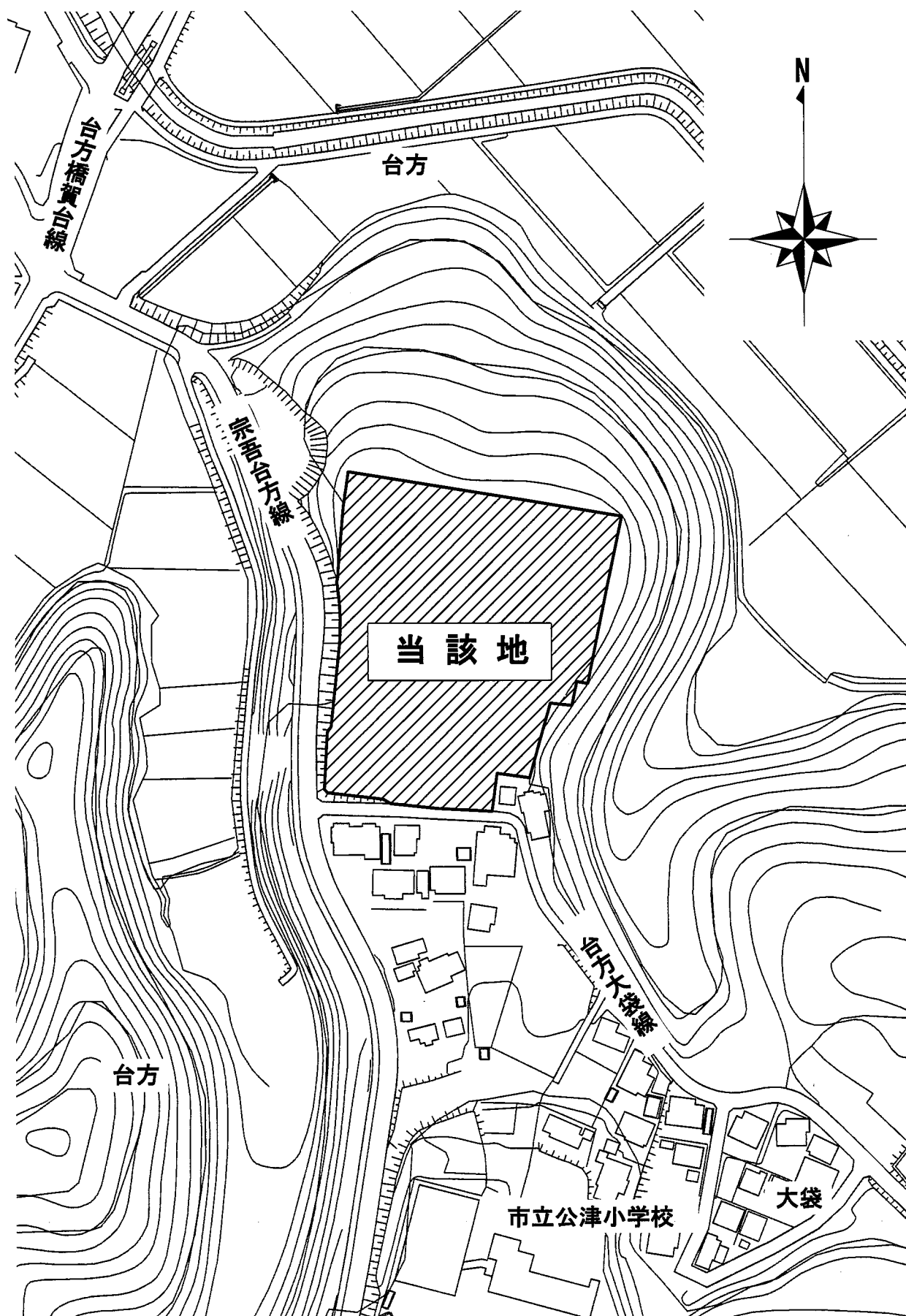
令和7年11月28日提出

成田市長 小 泉 一 成

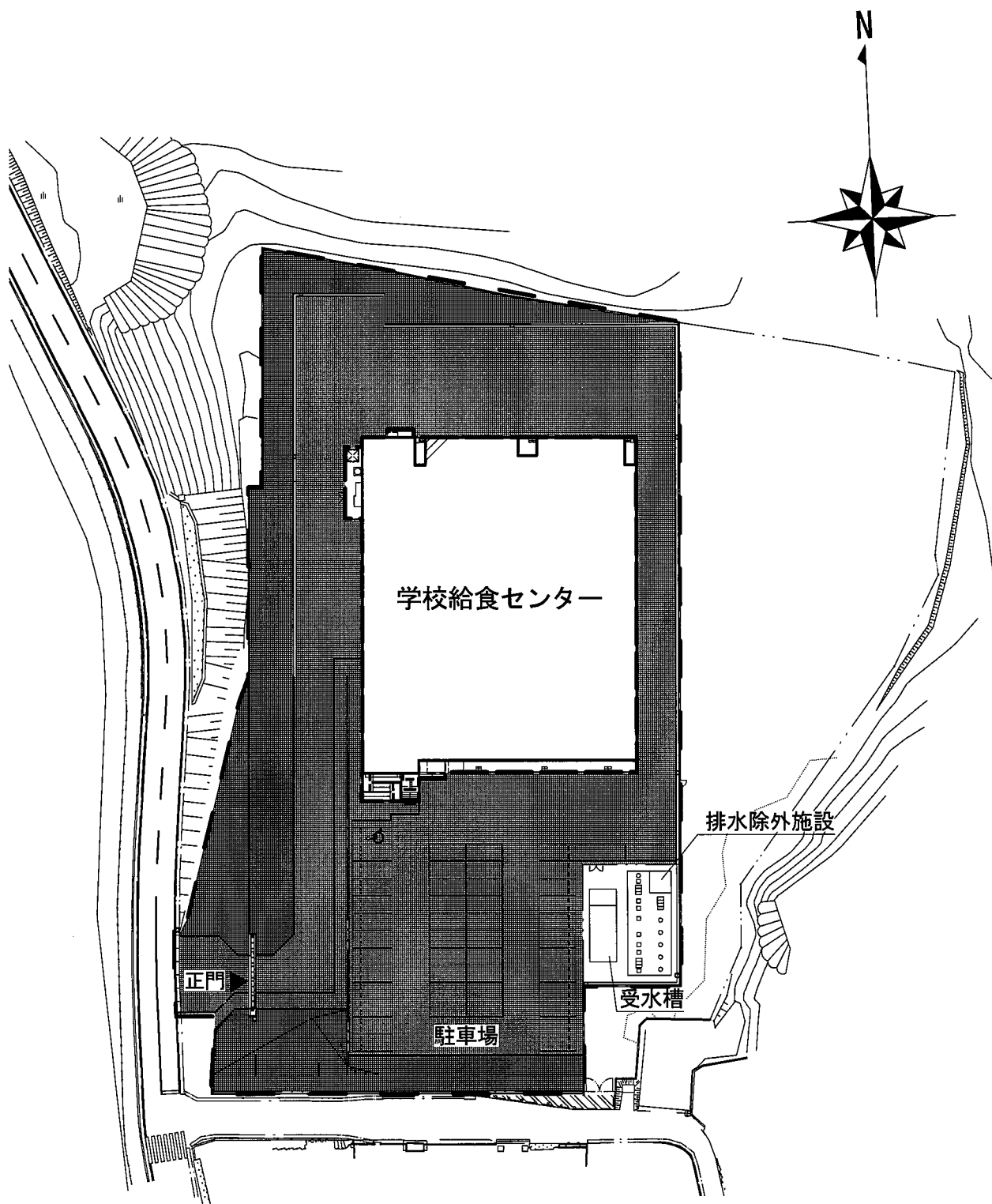
記

- 1 契約の目的 成田市学校給食センター建設工事（外構工事）その2
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 165,330,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331
株式会社ナリコー
代表取締役 加 瀬 敏 雄

位置図



配置図



外構工事
舗装面積

3,880㎡

凡 例	
	工事範囲
	舗装工
	敷地造成工

議案第 8 号

橋梁^{りょう}修繕工事（大山 1 号橋・大山 2 号橋）請負契約の変更について

下記のとおり契約を変更する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契 約 金 3 9 1, 2 7 0, 0 0 0 円
- 2 変更のための増額 1 9, 0 7 8, 4 0 0 円
- 3 変更後の契約金 4 1 0, 3 4 8, 4 0 0 円
- 4 変 更 の 理 由 建設工事請負契約書の規定による賃金等の急激な変動が生じたこと、周辺の事業者の要請を受け夜間工事の時間帯を短縮したことによる当該夜間工事の期間の延長等に伴う増額のため

議案第 8 号資料

変更前の契約について

- 1 契約の目的 橋梁^{りょう}修繕工事（大山 1 号橋・大山 2 号橋）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 3 9 1, 2 7 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市吉倉 1 5 0 番地の 1 8
東邦建設株式会社
代表取締役 宮 村 亮 祐

議案第9号

成田市学校給食センター建設工事（機械設備工事）請負契約の変更について

下記のとおり契約を変更する。

令和7年11月28日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契 約 金 764,500,000円
- 2 変更のための増額 10,006,700円
- 3 変更後の契約金 774,506,700円
- 4 変 更 の 理 由 設計時に設置を予定していた空気調和設備について、製造業者が出荷を終了したことにより、当該空気調和設備を変更する必要性が生じたこと等に伴う増額のため

変更前の契約について

- 1 契約の目的 成田市学校給食センター建設工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金 764,500,000円
- 4 契約の相手方 ヤマト・三和特定建設工事共同企業体
代表者
千葉県千葉市中央区末広四丁目8番4号
株式会社ヤマト 千葉支店
支店長 中 村 孝 彦

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和7年11月28日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 給食用食器等（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 37,950,000円
- 5 契約の相手方 千葉県千葉市若葉区西都賀二丁目7番5号
株式会社関東三貴
代表取締役 石 井 勝 之

給食用食器等（品名及び数量）

No	品 名	数 量
1	飯わん	2, 5 0 0
2	汁わん	2, 5 0 0
3	角仕切り皿	2, 5 0 0
4	深皿	2, 5 0 0
5	トレイ	2, 5 0 0
6	六角箸	2, 5 0 0
7	スプーン	2, 5 0 0
8	飯わん用かご	1 0 0
9	汁わん用かご	1 0 0
1 0	角仕切り皿用かご	1 0 0
1 1	深皿用かご	1 0 0
1 2	トレイ用かご	1 0 0
1 3	箸用かご	1 0 0
1 4	スプーンかご	1 0 0
1 5	スプーン通し	1 0 0
1 6	天ぷら入れ用敷網	1 0 0
1 7	しゃもじ	2 0 0
1 8	トンダ	2 0 0

No	品 名	数 量
19	お玉	100
20	歯付きお玉	100
合 計		19,000

議案第 11 号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 給食用食缶（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 25,443,000 円
- 5 契約の相手方 千葉県千葉市中央区鶴沢町 20 番 16 号
ユニバース千葉ビル 4 階
株式会社中西製作所 東関東支店
支店長 野 田 周 作

給食用食缶（品名及び数量）

N o	品 名	数 量
1	飯用保温食缶（14 L）	100
2	汁用保温食缶（14 L）	100
3	汁用保温食缶（10 L）	10
4	汁用保温食缶（7 L）	10
5	あえ物用食缶（7 L）	100
6	天ぷら入れ	100
7	パン箱（45人用）	100
合 計		520

議案第 12 号

市有財産の取得（消防吏員用防火被服）の変更について

市有財産の取得について、下記のとおり変更する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 変更前の取得日 令和 12 年 10 月 1 日（予定）
- 2 変更後の取得日 令和 13 年 1 月 1 日（予定）
- 3 変 更 の 理 由 リース物件の使用を開始する日までに、防火保安帽の一部について引渡しを受けられなくなったため

議案第12号資料

変更前の財産の取得について

- 1 取得する財産 消防吏員用防火被服（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 取 得 日 令和12年10月1日（予定）
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 取 得 価 額 28,815,600円
- 6 契約の相手方 千葉県千葉市中央区新町3番地13
FLCS株式会社 千葉支店
支店長 井 啓 佳

消防吏員用防火被服（品名及び数量）

N o	品 名	数 量
1	防火服上衣	9 0
2	防火服ズボン	9 0
3	防火保安帽（消防隊用）	9 0
4	防火保安帽（救助隊用）	3 0
5	防火保安帽（指揮隊用）	1 2
6	しころ	9 0
7	防火靴	9 0
8	クールベスト	9 0
合 計		5 8 2

議案第13号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月28日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
成田市あじさい工房
- 2 指定管理者となる団体の名称
医療法人社団聖母会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月28日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
成田国際文化会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月28日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
成田市久住パークゴルフ場
- 2 指定管理者となる団体の名称
土室パークゴルフ管理組合
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第16号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月28日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
成田市大栄野球場，成田市大栄B＆G海洋センター，成田市大栄テニスコート，大栄運動場及び久茂富第一公園テニスコート
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 17 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
中台運動公園，大谷津運動公園，成田市久住体育館，成田市久住テニスコ
ート及び成田市印東体育館
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 18 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
坂田ヶ池総合公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第19号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月28日提出

成田市長 小 泉 一 成

管 理 を 行 わ せ る 公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と な る 団 体 の 名 称	指 定 の 期 間
三里塚記念公園（テニスコートを除く。）	公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで
赤坂公園		
外小代公園（テニスコートを除く。）		
栗山公園		
浅間公園		
公津の杜公園		
久住近隣公園		
三里塚第１公園		
引地公園		
加良部台公園		
橋賀台公園		
戸崎公園		
神宮寺公園（テニスコート及び運動広場を除く。）		
後谷津公園		
松ノ下公園		
下総利根宝船公園		
田町街区公園		
花崎町街区公園		
馬橋街区公園		
山ノ崎街区公園		
土屋街区公園		
宮谷津街区公園		
かみだい街区公園		
ほうめ第二街区公園		
ほうめ街区公園		
南台街区公園		
そり田第一街区公園		
そり田第二街区公園		
不動ヶ岡西部街区公園		
向山街区公園		
論田街区公園		
かりわけ街区公園		

土屋吾妻街区公園
囲護台第二街区公園
囲護台第三街区公園
囲護台第一街区公園
南囲護台街区公園
中囲護台街区公園
北囲護台街区公園
殿台街区公園
天神台街区公園
押畑街区公園
北田街区公園
宗吾東街区公園
ひがしの内第一街区公園
ひがしの内第二街区公園
ひがしの内第三街区公園
江弁須街区公園
江弁須第二街区公園
内野街区公園
飯田町街区公園
西向野第三街区公園
西向野第二街区公園
東向野第二街区公園
東向野第三街区公園
東向野街区公園
日本松街区公園
並木畑街区公園
並木畑第二街区公園
角林谷街区公園
角林谷第二街区公園
成瀬台街区公園
成瀬台第二街区公園
成瀬台第三街区公園
大久保台第二街区公園
大久保台街区公園
大久保台第三街区公園
きららのもり第一街区公園

きららのもり第二街区公園
さぎ山第三街区公園
さぎ山第一街区公園
さぎ山第二街区公園
小谷津街区公園
琴平街区公園
南向野街区公園
南向野第二街区公園
向台街区公園
大作台街区公園
金堀街区公園
山王街区公園
しもだいら街区公園
てんのまえ街区公園
野毛平街区公園
台屋敷街区公園
渋川街区公園
宮谷街区公園
榎入街区公園
御所の内第三街区公園
御所の内第二街区公園
そうこう街区公園
畑ヶ田街区公園
ひがしどおり第二街区公園
ひがしどおり街区公園
宮下西第三街区公園
宮下西第六街区公園
宮下西第一街区公園
宮下西第二街区公園
宮下西第五街区公園
宮下西第四街区公園
なかまち街区公園
なかまち第二街区公園
本町街区公園
本城馬場第一街区公園
本城馬場第二街区公園

小牧第一街区公園
小牧第二街区公園
小牧第四街区公園
小牧第三街区公園
長原第一街区公園
長原第二街区公園
南本城街区公園
新駒井野街区公園
三里塚第2公園
御料第一街区公園
御料第二街区公園
西三里塚街区公園
西三里塚第二街区公園
西三里塚第三街区公園
西三里塚第四街区公園
まきばのさと街区公園
西三里塚第五街区公園
御所の内街区公園
吾妻街区公園
一里塚街区公園
多代知街区公園
橋ノ尻街区公園
八ツ又台街区公園
池田街区公園
池ノ尻街区公園
大道通街区公園
向谷津街区公園
地藏塚街区公園
江川台街区公園
渡り田街区公園
町山街区公園
花内街区公園
後原街区公園
玉造街区公園
提戸街区公園
新山街区公園

八代街区公園		
大山街区公園		
船塚台街区公園		
郷部街区公園		
石橋台街区公園		
谷津崎街区公園		
名古屋街区公園		
倉水第二街区公園		
倉水第一街区公園		
浅間第一街区公園		
ふれあいの丘街区公園		
松子街区公園		

議案第 20 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少，千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和 8 年 3 月 31 日をもって，三芳水道企業団，九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い，千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること，千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，関係地方公共団体と協議するに当たり，同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

成田市長 小 泉 一 成

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号を次のように改める。

(14) 削除

別表第1中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第14号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。